

第六回参議院文部委員会議録第五号

昭和二十四年十一月二十二日（火曜日）
午後三時十五分開会

本日の会議に付した事件

- 国立学校設置法の一部を改正する等の法律案（内閣提出・衆議院送付）
- 東京都教育委員会の事件
- 私立学校法案（内閣送付）
- 証人喚問に関する件

○委員長（田中耕太郎君） それでは本日の委員会を開会いたします。議案の第一として、国立学校設置法の一部を改正する等の法律案を議題といたします。前回に引続きまして質疑を続行いたします。その前にちよつと御報告申し上げたいと思いますが、前回の委員会におきまして、商船大学が文部省に移管せられた後におきまして、その運用に遺憾無きを期するために、関係各省の間に覚書が委員会の意向によりまして取交された次第でございます。で覚書の原本がここに提出されておりますので、朗読いたします。先ず文部大臣と運輸大臣の覚書でございます。

「覚書 文部大臣と運輸大臣は、商船大学が文部省に移管せられた後におきまして、船員教育審議会を通ずる等、協力してその運営に遺憾なきことを期する。昭和二十四年十一月一日附はブラントになつております。これは文部大臣と運輸大臣の間の覚書でございます。次は文部大臣と農林大臣の間にあります。同じ趣旨の覚書が取交されております。これは昭和二十四年

十一月十七日の日附になつております。右御報告申し上げます。

国立学校設置法の逐條質疑を続行いたします。

○河野正夫君 細かいことを一つだけ伺いたします。説明にあつたかと思ひますけれども、現在の商船学校でございます。言つてみれば商船高等学校というふうなものではないかと思ひます。併しこれが依然としてこの高等学校規定の中に収まつて来ないよ

うに思ふのであります。これについての見通し、又商船高等学校というものが必要とするかしないかということについての御意見を承わりたいと思ひます。ついでにこれらの商船学校の卒業生は商船大学へ入ることができたとと思ひますけれども、将来はどうなるかということについても御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員（榎本幸弘君） 商船学校はいわゆる中等程度の商船学校でございますが、全国に現在五つございまして、それはできますれば今回の大学と同じ処置をとりまして、商船高等学校に変更する予定でございますが、尙この点につきましては研究をいたさなければならぬ点が残つておりますので、できるだけ速かに商船高等学校に改称するように努力して参りたいと思ひます。恐らく近いうちに可能であるということを確信いたしております。

それから元の中等学校は五年制でございますので、新制大学への入学資格は直ちにございせん。併し旧制の中

学校を卒業いたしました者に対しましては認定の方法を講じまして、入学資格を認定する方法を講じますれば大学への入学資格を付與することが出来るということになつております。

○鈴木憲一君 この法案は、この程度で審議を打ちつて討論採決に移されるように、私は動議を提出いたしたいと思ひます。

○松野喜内君 賛意を表します。

○委員長（田中耕太郎君） それでは、本案に対する質疑は、終了いたしましたものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（田中耕太郎君） 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。

○左藤義詮君 むしろ時期の遅れた感がございまして、この際至急商船大学が発足されることを希望いたします。規模から申しまして、もう一校関西にできるだけ早い機会に商船大学を設置したいということを申したのであります。この点につきまして、我が国の将来を賭けております海運のために、一日も早くこれの實現しますように、是非両省において積極的な努力せられるように希望いたします。この法案に賛成いたします。

○岩間正男君 私は、この法案に反対します。その理由は商船大学が設けられることについての法制的な根拠を與える、その点は私は異論はないのであります。それが同時に首切りが、こ

の方で百三十人に余るところの、大学の附屬病院だと思ひますが、その看護婦さん達、事務職員達の首切りがある。こういう点について、我々は了承することは出来ないであります。この前の定員法の場合におきまして、これは日本の実情から見ても、これは賛成することは出来なかつた。それが定員法が実施されてどういふことが起つたのかと言いますと、又国立学校あたりにおきまして、非常に人事が官僚化してある、更に学力が低下してある、それから寄附金の強要が多くて、そして国立大学が非常に経営の面からも苦心しておるというやうな問題があります。特に又人事に至りましては、最近いろいろな思想上の圧迫があり、自由が奪われておる、こういう形において天降的な首切りが行われておる。こういうやうな形から、この国立学校設置法案に對しまして、我々は反対して来たのであります。それをこの国立学校設置法案を定員法との連関において、今度は法的な措置をしないで、ただ條文の整理程度のものである、と言われながら、而もその中に百三十何人に余るところの首切りが含まれておるといふことは、我々の了承することの出来ないところであります。定員法並びに国立学校設置法案そのものに對して、先程申述べました見地に立つて不賛成を唱えて来た我々としまして、こういうやうな一つの條文整理というのことに便乗した形で同時に首切りが行われることに對

しましては賛成することはできない。従つてこの法案に對して不賛成を表明いたします。

○委員長（田中耕太郎君） 他に御発言はございませんか。御意見も盡きたやうでございますから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（田中耕太郎君） 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。国立学校設置法の一部を改正する等の法律案を議題といたします。本案を可決することに賛成の方の御起立を願ひます。

「起立者多数」

○委員長（田中耕太郎君） 多数と認めます。では国立学校設置法の一部を改正する等の法律案は、多数を以て可決することに決定いたしました。尙本会議における委員長の前頭報告の内容は、本院規則第四條によりまして、予め多数意見者の承認を経ることになつておりますが、これは委員長におきまして然るべく従来の例によりまして取計らうことを御了承願ひます。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○岩間正男君 大臣が見えておられますので、緊急に質問いたしたいと思ひますが、御承諾得られませんか、よろしうございせんか。

○委員長（田中耕太郎君） 岩間君。お岩間正男君、それではお伺ひいたしますが、実は外の問題でもありませんが、東京都で過般行われましたところ

の、そして今非常に大きな問題を投げ掛けておられるところの教育委員会の委員長が教育庁の職員を暴力で殴つた、この事件であります。この問題については、すでに委員長が委員長の職を辞任されておられるのでありますが、尙委員として残つておられる。この点が非常に大きな問題となつておられる状態であり、これは輿論が集中しておられるように思われるのであります。私としましては、この問題は非常に大きな問題、問題じゃないか、決してこれは小さく考えられない問題ではないと思ふのであります。先ず第一に教育委員会法の精神といふものが、こういうような一つの暴行的な事件によつて非常に侮辱されておる。この点は非常に大きいと思ひます。教育委員会法全部の執行に對しまして、これは大きな致命的なものを與えたのであります。而もそれがこの帝都の真中におきまして、全国注視の教育委員会としましては、大きな皆の監視の中にあるところ、こういうことが行われたといふことは、非常に日本の文教の将来のために、私は軽々しく見逃すことはできない問題だと思ふのであります。更にもつと問題を具体的に考へて見ますといふと、東京には約二万の教員がおりますが、この二万の教員が仮に、そういうことは余りないと思ふのでありますが、仮に今後自分の子供達を殴つた、生徒児童を殴つた、こういうことをした場合には、このような教育委員が存在するとしたならば、果してこれをどのような形で以て一休警告を発することができるか、又処分することができるか、これは絶対にできないことである。自分自身が、新聞の伝えるところによると、あ

あいう形で殴つて置きながら、而もそれが思はず手が延びたというやうな無責任な弁解をしておる。殴つたことは悪いことじゃない、殴るやうなことを東道の刷新ができたというやうなことを言つて至つては言語道斷だ。このような者を教育委員として置いたならば、東京都二万の教員が、どのようなことをしても、その爾正ができるかといふことを考えたときに、実に重大な問題であるといふことを言わざるを得ないのであります。こういう点に對して、文部省も、殊に文部大臣は、どのような見解を持たれ、又どのような処置をされるか、この点について御明答を頂きたい、こう思ふのであります。○國務大臣(高瀬莊太郎君) お答えいたします。只今岩間委員からお話のありましたやうな事件が、東京都教育委員会において起きたという事実は、私は新聞によつて承知しております。詳細いことは、直接には調査いたしません。新聞によつて承知しておるのであります。勿論どういふ事情がありましようとも、暴力を用いるといふことは甚だ好ましくないことである。殊に教育委員といふやうな重大な職責にある人間が暴力を用いて、暴力を用いるといふやうなことは無論避けなければならぬことでありまして、甚だ遺憾なことだと思つております。その善後措置につきましては、これはやはり教育委員会自体が、自主的に処置するのが適當であると私は思ふのであります。教育委員といふものは、公選によつて當選された職であります。文部省の官吏では無論ないのであります。従ひまして、やはりこれは教育委員会自体が、自主的に適當なる処置を

すべきであると考えております。○岩間正男君 無論これは法規的に見ますと、直接これに對して文部省が指導並びに容喙すべき立場でないといふことはよく分りますが、併し問題が非常に波及することが大きいと思ひますので、文部省はこれに對して、やはり文部省の持つておる一つの指導助言といふことはでき得るわけでありまして、これに對しておやりになる方が、非常に重要じゃないかと思ひますが、如何でございましょうか。○國務大臣(高瀬莊太郎君) 私は、少し意見がその点は違ひまして、あれだけののはつきりした事件であつて、輿論といひましたし、何人もこれを認めるやうなことはなからうと思ひます。はつきりあやうな行動といふものは甚だ好ましくない、殊に教育委員たる身分のある者があんなことをすべきでないといふことは、何人もはつきり認めておるところでありまして、その点曖昧なことはいじやないかと思ひます。○岩間正男君 それでは只今の大臣の御意見は、一つの文部省のこれは非公式なものでありますけれども、一つの態度の表明と我々は解釈いたしていいと思ふのでありますが、もう少し突込んでこれをお伺いしますと、あのやうな人が教育委員会に、委員長は退いたやうであります。まだ委員としておることについて、大臣は望ましいと思はれるのか、望ましいと思はれないのか、この点をもつとはつきりと伺つて置きたい。○國務大臣(高瀬莊太郎君) あの行為自体につきましては、さつき私が申し上げた通りであります。あの委員自体が

委員会に残ることがいいのか悪いのかといふやうなことは、文部大臣としてこれを明言すべきことではないんじやなからうかと思ひます。無論あの行為自体は甚だ好ましくないことだと思つております。委員といふ身分は選挙によつて就任しておるものであります。非常に重大なものでありますからして、やはりいさゝか事情も考慮されなければなりません。よし、これが辞めるべきだとか、辞めるべきでないといふことになりまして、文部省がそんな見解を出すのは適當でないと思ひます。○岩間正男君 併しこれは文相として甚だ勇氣が足りないことだと思ふのであります。(笑聲) これが教員でありますといふと、そういう意思表示はさら／＼とされると思ふのであります。併し東京都のこれは教育委員長だからといつて、遠慮される必要は私は少しもないし、やはりはつきりされるべきことではないといふふうに考へるのであります。そういうやうな意味で教育の、例えば不当といふ場合にはあつさり首を切るといふことは答弁をされておるのでありますから、あのやうな教育委員が存在することについて意思表示をするとは、これは実に問題を明確ならしむるもので、今までの文部省の態度の通開から、私はもう一度やはりお伺いしなくちやならぬと、こういうことになるのであります。○國務大臣(高瀬莊太郎君) 教員の問題にいたしましても、教員の好ましからざる行動等がありました場合に、直接文部省が辞めろなんと言ふことはございせん。やはりその学校当局が十分慎重に処置されるのが原則であります。

す。今度のような問題にいたしまして、やはり教育委員会が自発的にやるべきでありますし、又教育委員の退職についてはそれ／＼規定もあることでありますから、それによるべきであります。○岩間正男君 私は一応指導助言といふやうなことは、まあ余りされる意思がないと言われますから、それについては別の見解もありますが、一応その点は了承したのであります。この個人、これは大臣としての御意見を伺つておるので、命令するとか何とかいふことを申しておるのじやありません。望ましいか、望ましくないかといふことくらいは、これはやはりイエスかノーかといふことになるのであります。民主主義の原則によつてこれはお答え願ふものと確信しております。如何ですか。(笑聲)○國務大臣(高瀬莊太郎君) それは先程申上げた通りであります。○岩間正男君 それじやまあ大体分つたつもりでありますから……(「質問答ふたいだ。」と呼ぶ者あり)○委員長(田中耕太郎君) 他に御発言もございせんければ……○委員長(田中耕太郎君) 議案の第二は教育委員会法の一部を改正する法律案、予備審査付託になつております。順序はさうになつておりますけれども、御異議ありませんければ、變更いたしました私立学校法案につきまして審議を続行いたしたいと存じます。○委員長(田中耕太郎君) それでは前

同に続きまして進行いたします。

前回は大臣の提案理由だけを済ませておりましたので、今日は細目に亘つて当局の説明を聴取したいと存じます。

○政府委員(久保田隆憲君) 只今上程になりました私立学校法案につきまして、大要御説明致します。

本法案の目的とするところは、その第一條において明らかであります。すなわち、私立学校は、国公立学校と異つて、私人の経営に係るものでありまして、その独自の学風を自由に発展させるということが第一に必要であります。このためには、その自主性を尊重するということが先ず必要とされるわけでありまして、併しながら、私立学校といふも学校教育法に定める学校としての、教育基本法第六條にいう「公の性質」を有するものでありまして、設置者のほしいままな経営は認め難いところであります。

このため、私立学校については、その自主性を尊重することと、併せてその公共性を高めることが必要とされるのであります。

本法案の内容も、従つて、私立学校の自主性を重んじ、また、公共性を高めるという二つの眼目を骨子とした規定からなるのであります。『自主性』については主として第二章私立学校に関する教育行政に、「公共性」については、主として第三章学校法人にその内容が盛り込まれておるのであります。第二章「私立学校に関する教育行政」におきましては、まず第一に、私立学校に対する所轄庁の監督事項を整理致しまして、私立学校の設置廃止及び設置者の変更の認可、私立学

校の閉鎖命令等に監督事項を限定したのであります。更に従来文部省令で定められていた認可事項を整理し、将来私立学校に対する監督事項が原則として法律事項である趣旨を明らかに致しました。更に所轄庁が、右の監督事項を処理する場合にも、主として私立学校の代表者から構成される私立学校審議会又は私立大学審議会の意見を聞かなければならぬことと致しました。

私立学校審議会及び私立大学審議会、それら、都道府県知事又は文部大臣の私立学校教育行政に関する諮問機関として設置されるものであります。委員のうち四分の一以内が一般の学識経験者で占められるほかは、すべて私立学校の代表者で占められるのであります。更にこの私立学校代表の委員を任命する場合にも、都道府県知事又は文部大臣は、自主的に組織された私立学校の団体の推薦する委員候補者について任命を行うこととし、一段と私立学校の自主性を尊重することと致しました。

尚、教育委員会法第四條第二項において、私立学校は原則として教育委員会の所管に属しないことになつてゐるので、私立高等学校以下の学校の所轄庁が従来通り都道府県知事であることと明確に致しました。

第三章は、学校法人に関する規定であります。従来、私立学校の設置主体は、原則として、民法の規定による財団法人でなければならなかつたのであります。但し、民法の規定は、学校を設置する法人に関する規定としては、尙不充分であると考えられましたので、私立学校を設置する法人を学校法人という特別法人と致したのであります。た

だ学校法人は、特別法人とはいふものの財団法人的色彩の濃いものであることは、法案について御了解頂きたいと思ひます。

学校法人が財団法人と異なる点は少くありませんが、まず第一に、従来の財団法人に関する基本財産及びその供託に関する規定は、実情に即しないものがありますのでこれを掲げず、單にその設置する私立学校に必要な施設及び設備並びに私立学校の経営に必要な資金を学校法人が有しなければならぬことを明らかにしました。

第二に、学校教育に支障のない限り、収益を学校の経営に充てる目的をもつて、収益事業を行うことを認めました。これは、学校法人の財的基礎を強化する一助としたという趣旨からであります。けれども、この趣旨を逸脱して収益事業を行なつた場合には、その事業の停止を命ずることができるよう致しました。

第三に、破産及び合併の場合を除き、解散した学校法人の残余財産の帰属者を、他の学校法人その他教育の事業を行う者に限定致しました。これは、学校法人の資産は、本来私立学校教育のために捧げられたものであり、また、その一部は卒業生、父兄の協力、国又は地方公共団体の助成等によるものでありますので、解散した場合にも、公共的見地から、これをもとの寄附者に帰属させるといつたことを認めず、他の学校法人その他教育の事業を行う者に帰属させることとしたのであります。尚、以上の方法によつて処分されない財産が国庫に帰属することは、民法と同様であります。国はその財産を私立学校教育助成のために用

いなければならないこととしたのであります。

第四に、設立の認可、寄附行為の補完、助成の停止、収益事業の停止命令及び解散命令については、私立学校審議会又は私立大学審議会の意見を聞き、又は関係者に弁明の機会を與えることと致しました。

第五に、役員の数と理事五人以上、監事二人以上と法定し、またこれらの役員を選任については、校長を必ず理事とし、役員が特定の同族によつて占められることを禁じ、又少数理事の専断によつて経営される等の弊害を改めて、学校法人の自治的な方法による公共性の高揚を図りました。

第六に、各学校法人に評議員会を置くことと致し、予算、借入金、寄附行為の変更等学校法人の業務に関する重要事項については、理事長において、評議員の意見を聞かなければならぬこととし、更にまた、この評議員会には、教員、学校法人の職員、卒業生等を含めることとして、学校法人の運営に広い範囲の意見を反映させるように致しました。これらの諸規定も、自治的方法によつて学校法人の公共性を高めようとしたことによるものであります。

第七に、学校法人の合併について規定致しました。従来、財団法人につきましては、合併が認められていなかつたため、種々の不便があつたのであります。但し、本法案は学校法人の合併を認めることにより、その解決を図つたのであります。

第八に、学校法人に対して、補助、貸付等の助成を行ひ得ることを明文文化致しました。この点については、従来

憲法第八十九條との関係上疑問のあつたところでありましたが、本法案においては、私立学校及び学校法人が諸種の点において「公の支配」に属するものであるという見解のもとに立案したのであります。更に助成を受けた学校法人に対する予算の変更及び役員解職の勧告等憲法との関係上必要とされる規定を設けたのであります。

第九に、法令の規定に違反した場合等において、学校法人の解散を命じ得ることと致しましたが、この場合においても、私立学校審議会又は私立大学審議会の意見を聞くこととし、更にその学校法人の關係者に弁明の機会を與えることと致しました。

第十に、注意すべき問題は、学校法人に対する免税の問題についてであります。私立学校に対する免税問題については、シャウプ使節團の報告書において、一応の解決を得たものと信じておりますが、地方税においては、地租、家屋税は、従来通り免除され、事業税は収益事業に関する部分を除き免除され、住民税及び学校の主催する催物等に対する入場税は全免され、国税においては、相続税及び贈與税は免除され、法人税及び所得税については免税証明書の制度によつて免除されることと勧告されております。しかしながら、この勧告に対する措置については、現在関係省庁において検討中であり、実施の段階には至りておりません。そこで、本法案では現行税法の範囲内で、学校法人に対して法人税、所得税、登録税及び事業税について、免税致すこととしたのであります。尚、学校法人に対して地租及び家屋税が免除される点については、従来通りであります。

最後に附則におきましては、現在私立学校を設置している財団法人が一年以内に組織変更をして、学校法人になることができることを規定いたし、これに關する必要規定を設けました。この外、本法の施行に關し必要な経過規定を設けるとともに、關係法律の一部改正を行なつたのであります。

以上の外法案の詳細については、別に御説明申し上げますが、大綱以上の通りでありますから、何とぞ慎重御審議の上、速かに議決下さるようお願いいたします。

○委員長(田中耕太郎君) 前例によりまして、先ず一般的の質疑から開始することににつきまして御異議ございませぬか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(田中耕太郎君) それでは全般的な質疑の方はございませうか。ちよつと速記を止めて下さい。

【速記中止】

○委員長(田中耕太郎君) 速記を始め

○鈴木憲一君 この私立学校法案がでますことは、我々も待望しておつたところでありませうけれども、その中で一点、まだ外にもありますが、極く私が関心を持っておりますところのものは、公立の大学の大学法というものが非常に世の中で問題になつておるのであります。この公立大学の大学法をそれぞれの前で審議されておるようでありませうが、それとこの私立大学の方の審議会というものを脱み合せて作らなければ、将来非常に問題が起つて来るのじやないかと考えるので、そういう点につきまして、政府ではやがてこの私大の單獨法を作るとか、或いは

は現在審議が行われつつある大学法と脱み合せてやつておる、或いは脱み合せて今後大いにやるとか、そういうふうな考えを持つておるのかどうか。尙こういふ大学法の重要な法案が今審議されておるとすれば、それに脱み合せる必要上、私学の方の代表者もこれに加えてやる必要が大いにあるのじやないかという点を考えるのであります。が、私立大学の單獨法を出す意思があるかどうか。或いは絶えず今後脱み合せて、これを行なつて行く必要を感じるかどうかということについて、文部省の意見を聴いて置きたいと思ひます。

○政府委員(久保田藤吉君) 現在上程しておりますこの私立学校法案を研究しておりますときには、この問題は相當研究されたかと考へておりますが、片一方の大学管理法案の進行の方が遅れておりますので、又現在私共がこの法案を上程します際には、まだどの程度のものかの推測も付かんような状態でございまして、將來この管理法案が立案された場合に、必要があれば、現在ここに上程いたしております私立学校法案は修正して差支ないものと、こういうふうな考へております。

○大隈信幸君 今の鈴木さんのお説のうちよつと関連して伺つて置きたいのですが、私は今鈴木さんのお説のようきだと思つておりました、大体この大学の目的と、それから高等学校、中学校、小学校等の目的とは、むしろ本質的に違ふものがあるのではないかと思つておるのです。ですから法律技術的には、これを一本にまとめてやれということ

は考へられますけれども、むしろ法律技術の問題よりも、立案に當つて考へるのは本質的な問題を先に考へて、法律技術の問題は後にすべきだと私は思ふのです。ですから文部省が便宜的な立場から、こういうものを一緒に扱つておられるという点を少し不可解に思つておるのですが、その点をもう少し御説明頂きたいと思つておるのです。

○政府委員(久保田藤吉君) この私立学校法案は、むしろ私立学校の全般といたつた線を考へた法案でございまして、今お話の管理法案の性格は、むしろ公立大学の内部の管理運営といつた部分だけを對象にした法案と考へておる部分だけ、その二つは一応分離されるが本筋の考へ方だと考へておるのでございまして。

○若木勝蔵君 私は今の問題にも非常に疑問を持つておつたのであります。が、大体ダブルですから省略いたしまして、先程の御説明の中で相當詳しいことが挙げられたのでありますけれども、簡潔に御説明をお願いしたいと思つておるのです。それは従来の私立学校の教育行政と、今度の私立学校法案というものと比べて、どういふ点が一体第一條の目的に向つて著しく變つたのか、その点をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(久保田藤吉君) 第一の点は監督事項の整理でございまして。殊に项目的にいたしましたばかりでなく、文部省なり府県知事なりの独断専行的な処理ができないうちに私立学校の審議会、私立大学の審議会といつた機關を、文部省のそうした監督事項を發動して行きますため、當然にその議を一応通して来なければならぬといつた制度を設けた点が、一番大きい点と考へます。

第二は従来の財団法人で、学校であつても、又社会事業的なものであつても、一応民法的には一律に置かれてあつたものを、学校を経営する財団法人としてふさわしいような機構のものに作り替へた、これが第二点でございまして。

第三点は憲法の八十九條に對しまして、私立学校が公の支配に属する学校であつて、憲法の排除しておるものに該当をしないならば、従つて助成ができるという点を明確にいたしたいといふこと、以上でございまして。

○若木勝蔵君 今のお答えの第三番目で、憲法との関連において、公の支配に属するといふようなことを明らかにして、それで助成といふことを考へられる。そういうことであります。が、それでは今までその助成についておられますか、その点をちよつと……

○政府委員(久保田藤吉君) 今までと申しますのは、この法律ができるまでといふふうには御了解を……

○若木勝蔵君 そうですか……

○政府委員(久保田藤吉君) 少くとも憲法ができませんまでの關係は、この論の中に入つて来ないと思ひますが、従来の文部省の建前としては、できるだけ助成という線がいろいろな拘束なくできるのが當然だと、私共は了解して参つたのであります。が、あの憲法の解釈について、むしろ疑義として或いは憲法に違反するのではなからうかといふ点が残されておつたのでありませうが、明らかにいかにといつた線から規定されたものとは考へておりません。

○鈴木憲一君 先程の説明の中にも、免税の問題が非常に注意すべき問題であるといふふうに話されたのであります。が、私もこれには非常に関心を持つておるのであります。が、私立学校が財政的な基礎を確立するために、収益事業を行うことが今度できるのでありますけれども、併しながら考へて見ますと、学校で事業をやるといふことも、現在私大でさえもなか／＼収益が上らないような時勢で、今後日本は大部分そういう面が折れるだらうと思つたのであります。が、そういう際に学校に事業を許して、財政的な基礎を固めるという考へは非常にいいのでありますけれども、学校の素人連中が事業をやつても、その収益は上らんものだと私は思ふのです。そういうのに關して事業の収益に關係する面は、免税をしないようになつておるのであります。が、少くとも学校が財政基礎を固めて行くために事業を本氣になつてやろう、而かも素人連中がやるのであるから余程これは応援してやらなければ、応援の面がなければ成立しないのじやないか、ただ明文があるに過ぎないといふことになると思ふのであります。が、この収益事業に關しても免税措置か何とかの点ではありますが、その点について本案では免税ができないようになつておるのでありますが、今後何とか折衝して免税、或いは減税といふような努力をして、そういう措置を講じられる意思があるかお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(久保田藤吉君) 只今、この法案では一応お話の通りの姿になつておるのであります。が、それはシャウプ勧告の一応の線に、只今のところでは沿わざるを得なかつたという段階

で、この制度になつておるのでござい
ます。お話の通り収益が上つて貰れる
ことを私共は一面願わなければならな
いわけでありませう。そうすると一方
税の方の關係が出て来るのじやないか
とおしやる点については十二分に將
来収益の上り方、又これの使い方とい
つたようなものと絡んで、御趣旨のよ
うな線に沿つて行くべきものと心得て
おります。

○河崎ナツ君 今の学校の事業に関し
ましてちよつとお伺いしたいのでござ
います。この学校の事業、収益ので
きます事業でございしますが、今お話ご
さいましたようなむずかしいときであ
りますから、収益が上らんとするとい
う面もございしますが、その事業の中
で、そう世間で言うようなむずかしい
事業でなく、現に今までの私立学校が
しておりましたような、その学校の名
前でなく、購買部というような名前で
しておきますようなものでも、収益的
な事業であれば税に關係いたしますの
か、学校に關係なく購買部とか、校友
会、同窓会の名前にしてやつていま
が、現実の収益は学校の方でうまく使
つておる、他の方の収入に表向きはな
つておりますが……、ああいうふうな
事業と申しますものは、この収益的な
事業に當るものであります。経営者
の名前が変れば又別の方として税を免
れることになるのですか、具体的にあ
あいう購買部という事業につきまし
て、この収益的な事業との關係につ
きまして、文部省の御見解を伺いた
します。

○政府委員(久保田藤雪君) この法案
で問題にいたしております収益の關係
は、学校法人の名前で、学校法人が主

体となつて行きます事業自体を申し
ておりまして、お話の購買部のごとき
そういう關係の分はこの観点の中には
入つていないのでありまして、それは
全く別な観点からお話ししなければなら
ないと思ひます。

○大隈信幸君 文部大臣に伺う方がい
いのであります。又是非文部大臣か
らお答えを頂きたいと思ひるのであり
ますが、一応政府委員の方に伺いた
いのですが、この私立学校法案が上る
経過について、いろいろ問題があつた
と思ひのであります。最初にこれを文
部省で立案されるに當つて、私立学校
の団体であるところの私学總連合と、
いろいろ御協議になつてこの案をお作
りになつたと承つておるのであります
が、それが最初に閣議を通つて決まつ
た案が出ましたところが、全然団体の
意向に反したような、非常に私立学校
に対するコントロールを強く主張した
といつたような面が非常に出て來まし
て、それが問題となつて私立学校方
面、或いは輿論の反対を蒙つて、そう
して私立学校の団体からいろいろな要
求が出たのであります。それを遂に
文部省は今度は丸呑みにしてしまつ
て、新らしく修正して、この国会に出
たような私立学校法案ができ上つた
と、私共はそういうふうに関いており
ます。それが甚だ不可解でありまして
最初の私立学校に対する管理とか指
導、僅かな補助金に対するいろいろや
かましい監督をするという面が、非常
に強く出たといふことは、文部省の古
い面を大分一般に印象付けたという意
味で、非常に面白くなかつたと思ひ
のようにならうと思ひます。

たかといふ点を、卒直に我々に納得の
行くように説明して頂きたいと思ひ
てあります。

○政府委員(久保田藤雪君) 只今御指
摘の点は、実は私もそういうお話のよ
うな形で世間で信じられたとすれば、
誠に遺憾だと申し上げなければなら
ないものであります。露骨に申し上げま
すと、これは予算とも絡み合つての問題
でございまして、予算がどの程度の限
界で確約できるかどうかといふこと
に、問題がかかつておつたといふこと
だけを申上げて、御了解を得られるの
であれば、御了解を得たいと思ひま
す。

○大隈信幸君 了解できない、次の機
會に、この問題は是非一つ文部大臣か
ら納得の行くように御説明をして頂く
ことが、今後の文部行政を行う上に
も、非常にいいのじやないかと私は思
ひますので、それを要望して置きま
す。

○河野正夫君 私もその点伺いたかつ
たのであります。一体この前の学生
運動を捲き起した大学法の場合でもそ
うであります。今回の私立学校の場合
でもそうであります。逐次文部省
もその非を改めて、大学行政法とい
うか、管理法については広く輿論に聴
いて、その法案を作成するという方向を
とつておるのには誠に喜ぶべきことであ
ります。それならば同じことをなぜこ
の私学法案にも行なかつたか、もと
より私学總連合の有能な諸君が参画し
ておつたことは事実でありますけれど
も、私学總連合ばかりでなく、これは
結局国内全体の教育のあり方という
ものにも関連を持つので、他の学識経
験者をも集めて、又私学總連合は私の誤

解でなければ、まあ主として経営者
側の人々が多い、もとより教授諸君も
入つてゐるかも知れませんが、大体
に於いて経営者側の人の方が多い
ような気がするのであります。そうい
う意味では教授とか教諭の諸君の
亦反映するようにして、問題が起ら
ないようには法案を作るという過程が
欲しかつた、もとより多くの人のこれ
に対する意見の一致が必ずしも得られ
ないとは限らない、けれどもその場合
には文部省がもとよりその責任をとつ
て、国会の承認を得られると思ひま
す。

○政府委員(久保田藤雪君) 御指摘の
点につきましては、例えば外の法案
で、この私立学校法を時間のかけた
り、又只今御指摘のように、相手は私
学団体の總連合以外の方が少かつた
といふことがあつたにしましても、こ
の法案程さういふ意味での審議の過程
を経て來たものは、先ず今までなかつ
たといふことは、言つていいと思ひ
てあります。文部省の教育刷新審議
会と、この私学団体との關係以外の線
についても、時間的な経過から見まし
ても、又この法律の持ちます、先程申
しましたような主たる点が、世間との連
りにおける四点でございしますので、こ

れ以上特に特殊な方法なり、特殊な機
関なりを持ちます時間的な余裕が、最
後に見出せませんでしたこと、一応
従来の法案の運び方という点から言
つても、十二分に私共の承知します限
度では、さういふ意味の法案ができ
ておると思ひます。

○小野光洋君 先程の河野委員の質
問の中に、私学団体のことが問題にな
つておられますから、一応私共の点に
ついてお話を申上げて見たいと思ひ
ます。私学団体は経営者の団体だ、こ
ういふお話でございしますが、私学
団体は別に経営者の団体ではありません。
私立大学協会の他におきまして、多少
経営者側が多いといふような面があ
るかも知れませんが、併しこの私立
大学協会の役員、或いはそのメンバ
ー、殆んど大部分が教授であります。
会長、総長といふようなものは或
いは学長、総長といふような者がな
つておるかも知れませんが、殆んど
これは殆んど教員であります。校長
役員になつてゐるのは極めて少数で
あります。又各地方におきましては
協会といふのは経営者と教員と、そ
れからこのPTAと、これらが集ま
つて私学協会といふものを、各地方
でつておるのであります。決して私
学總連合といふものは経営者の団体
だといふようなことではないことを、
改めて御認識願ひたいと思ひ次第
であります。

話を申し上げたこととありますが、多少私も総連合の常任理事をいたしてありますし、又私立中学、高等学校連合会におきまして常任理事をいたしてありますので関係のあることとありますから、一言端的に申し上げて置きますが、先程久保田政府委員のお話のように、この法案の審議は発案以来約二年有余を経過したものであるでありまして、段々形が変つて来て、最後において多少、多少と申しまして、相当官僚統制の色が濃くなつて来たことは確かに事実であります。併しこれは必ずしも文部省自体が、いわゆる旧觀念によつて官僚統制を強化しようとしてやつたこととは私思つておりません。それはなぜかという、これは最後に於いて五十九條、原案の五十九條に憲法八十九條の解釈を入れる、どうこの法案に盛るかという問題が五十九條に集約されてここに現われて来たのであります。公の支配を受けているかという問題が、結局私立学校が国家の助成の対象になるかならないかという、極めて重要な事項になつておるのであります。今まではどうしておつたかという先程の質問もありましたが、今の問題はこの八十九條が、文部省としてはこれは憲法八十九條に該当して、私立学校は公の支配を受けている、学校教育法、教育基本法その他によつて公の支配を受けているという見解を持つておつた。その見解の下に予算も計上し、大蔵省も了蔵を與えたのであります。併しそこに突然たらざるものが残つてゐるということは事実であります。私共は私立学校の立場から言へば僅かの助成金を計上し、貸付金とか或いは戦災復興貸付金とかいうて、二

十一年の追加予算から引續いて二十三年度の予算まで、政府は私学助成のために予算を計上したしておつたのであります。併し、これがすべて貸付金という名前によつて出されておるのであります。私立学校が悪性インフレーションと戦つてどうにもならぬ。何とかして私立学校を助成しなければならぬ、それを貸付金によつて出す、それがいつ返せるか、返すことは實際私立学校として不可能である。併し可能、不可能はともかくとしてこのままにしては、どうにもならぬから憲法八十九條の解釈を、貸付金とか何とかいうのでぼやかしておるわけで、この私立学校の助成金とか何とかいうことで行くより途がないという現実であつたのであります。それさえ昭和二十四年度の予算において全面的に削られてしまつて、助成金は出せないという結果になつたのであります。幸いにして私立学校法がこの臨時国会に提案になりまして、而もこれが成立されるだらうという予想の下に、どうやらこの問題も極めて僅かであつても予算の上に計上されるというふうな運びになつたわけでありまして、それらの点で本法案に特に法務府その他の関係官庁から、憲法八十九條の適用を免れるためには、もう少し多くの公のコントロールを受けた條項がなければいかんというので、最後にこれが挿入せられたのであります。文部省或いは我々の見解として、特にこういう條項を入れなくても、全体的に多少官僚統制という匂いがあつても、そこに統制らしい條項が含まれておる、敢て五十九條というものを入れなくてもいいじゃないか。それで全体的に私立学校というものは、この公のコントロール

ルを受けておるという結論に到達させたいという努力をして参つたのであります。併し、そこにこれをどうしても一応入れなければいかんということ、五十九條が入つて来たのであります。そこで文部省の見解が變つて来たのであります。それならば外のものを入れる、五十九條を入れるなら他の條項において、特に私立学校を監督するような規定は不当じゃないか、これは私立学校として、特に助成を受ける学校だけが統制されるならいいけれども、全部を統制されることは甚だ不当であるというふうなことから、この法案の原案作成に當つての行き方ががらりと變つた。そこで私立学校と、私学總連合と文部省と意見が対立したということになつたのであります。文部省は、五十九條を入れるならば他の方の統制條項を撤廃する、というように極めてあつさりとお同意を表して頂ければ余りいざこざはなかつたのであります。確かにこの点は折角拵えたものだからというところであるかどうか分りませんが、ともかくこたつたことであつたことは遺憾と思ひます。併しそこに至つた理由は只今申しましたやうなことで、特に統制をしようとしてやつたのではないと、私共は善意に解釈いたしております。又それが実情ではないかと思ひます。どうか文部省と私学總連合と、或いは私学總連合の団体その他の外については、どうぞ皆さんの賢明なる御推察をお願いしたいと思います次第であります。

○藤田義雄君 大隈委員の質問以來二、三質問すればする程、私学法案の変更の過程において納得の行かないものが出来た。そこに小野委員からのお話で尙大きな疑点を残したと思う。審議の余地はあると思うのでございませうけれども、先程教育委員会法一部改正の法律案について証人喚問の話、それが残つております。私学法案はこれで一応打ち切りました、その方を決められて、時間にもなるようでありますから、今日はこの辺で進行して頂きたいと思ひますが、如何ですか。

○三島通陽君 私学法案を突はまだ勉強してないのですが、こういうことはどうなりますのですか。今まで財団法人が学校を經營してゐる場合があると思ひますが、例えば宗教法人なんか学校を經營してゐる場合があると思う。そういうようなものは今度の法律で、独立した学校法人と離れて經營するわけでありませうか。

○政府委員(久保田藤吉君) これは学校教育法に足場がございまして、その学校が各種学校であればいいと思ひますが、……、どちらでも結構でございます、一応各種学校でなくて学校教育法の実状に副するような学校でございますれば、学校法人に切替える手続が必要でございます。

○三島通陽君 まだありますが、逐條審議のときに質問します。

○委員(田中耕太郎君) 尙この際、前回の委員会では私学法案審議のため参考意見を聴する者の人選につきまして、委員長並びに委員に御一任をお願いしました。その意見を聴く方々を御報告申し上げます。長崎県伊良木小学校教諭江口泰助、この人は日教組の方から推薦して来ました。それから明治大学法学部長松岡三郎君、これは私学總連合関係の方であります。それから中央高等学校學監堀内操君、これも同様私

学總連合関係であります。それから東京都總務局學務課長立花昌夫君、それから安田学園PTA会長芝山安弘君であります。

尙教育委員会法の一部を改正する法案律につき証人を喚問することにつきまして御決定をお願いしたいと思います。御異議ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○鈴木憲一君 今の証人の場合ですが、私学の方の証人をやるのですけれども、監督官庁の方の方は入つておりますか。

○委員(田中耕太郎君) 東京都庁の関係の方が入つております。

○鈴木憲一君 それと今一つ、教育委員会との関係はないけれども、議論が大変出て来るのではないかと思います。

○委員(田中耕太郎君) 実はその点相談の際に考慮せられましたが、人数の制限があるものですから、それで止むを得ずオミットしたわけです。

○左藤義隆君 相当大きな法案でもありますし、私共としてできるだけ早く、一週間延期になりましたが、この国会であげたいと思ひますが、次回を一つできるだけ早い機会にお願いいたします。

○委員(田中耕太郎君) 次回は金曜日の午後一時半から開会いたします。その際に参考意見を聴く人々をお招きすることになつております。それでは一応今日の委員会はこれにて散会いたします。

午後四時二十四分散会
出席者は左の通り。
委員長 田中耕太郎君

理事

若木 勝藏君
松野 喜内君
木内キヤウ君
藤田 芳雄君

委員

河崎 ナツ君
河野 正夫君
左藤 義詮君
小野 光洋君
大隈 信幸君
三島 通陽君
山本 勇造君
岩間 正男君
鈴木 憲一君

國務大臣

文部大臣 高瀬莊太郎君

政府委員

文部事務官 久保田藤麿君
(管理局長)

- 一、六・三制建築予算増額および定員定額制廃止に関する請願(第四百八十二号)
- 一、六・三制建築予算増額および定員定額制廃止に関する請願(第四百八十三号)
- 一、六・三制建築予算増額および定員定額制廃止に関する請願(第四百八十四号)
- 一、六・三制建築予算増額および定員定額制廃止に関する請願(第四百八十五号)
- 一、六・三制建築予算増額および定員定額制廃止に関する請願(第四百八十六号)
- 一、六・三制建築予算増額および定員定額制廃止に関する請願(第四百八十七号)

- 一、六・三制建築予算増額および定員定額制廃止に関する請願(第四百八十八号)
- 一、六・三制教育予算復活に関する請願(第五百一十一号)
- 一、六・三制建築予算増額および定員定額制廃止に関する請願(第五百一十二号)
- 一、国庫保存の法律制定に関する陳情(第五百十号)
- 一、六・三制建築費増額および定員定額制廃止に関する陳情(第五百十七号)
- 一、六・三制建築予算増額および定員定額制廃止に関する陳情(第七十三号)

- 一、六・三制建築予算増額および定員定額制廃止に関する請願(第四百五十号)
- 一、旧大村海軍航空隊跡に国立学校設置の請願(第四百五十四号)
- 一、六・三制教育予算増額に関する請願(第四百八十一号)
- 第三百五十六号 昭和二十四年十一月二日受理
- 新制中学校建築費国庫補助および起債の継続助成に関する請願
- 請願者 三重県宇治山田市議会 議長 小久保久吉
- 紹介議員 木下辰雄君

- 一、六・三制建築予算増額および定員定額制廃止に関する請願(第四百五十一号)
- 二日受理
- 六・三制建築予算増額および定員定額制廃止に関する請願
- 請願者 新潟市閑屋八六五 山名正二外二万三千名
- 紹介議員 松井道夫君 藤田芳雄君
- 六・三制建築予算の削減による六・三制教育は危機に直面している。また義務教育費国庫負担法に伴う定員定額制の施行による公立小、中学校の学校経済ならびに学級経営は多大の支障をきたして、新教育はまさに崩壊の寸前であるから、今次国会において六・三制建築費の大幅増額と定員定額制の廃止等の処置を講ぜられたいとの請願。
- 第三百七十八号 昭和二十四年十一月四日受理
- 六・三制教育予算復活に関する請願
- 請願者 福岡県小倉市議会議長 相良佐久郎
- 紹介議員 團伊能君

- 六・三制整備に関する政府予算が全面的に削減されたので、義務教育の前途は暗たんたるものがあるから、文化国家建設の基盤を築く義務教育の重要性に鑑み、政府はこの際地方の事情に即し適切な処置を講じて六・三制整備予算を復活せられたいとの請願。
- 第三百八十号 昭和二十四年十一月四日受理
- 文化財保護法案中一部修正に関する請願(二通)
- 請願者 奈良市春日野町国立博物館奈良分館長 黒田源次外十名
- 紹介議員 左藤義詮君
- 第五国会に参議院より提出された文化財保護法案は、種々不合理な点があるから、再度審議の際には(一)無形文化財保護については別法とすること、(二)専門審議会に諮問すべき事項を明確に規定すること、(三)地方博物館に對して十分な考慮を拂うこと、(四)国宝その他貴重文化財の個人所有権に國家的拘束とこれに伴う免稅規定を設けること等の処置を採られたいとの請願。
- 第三百八十四号 昭和二十四年十一月四日受理
- 不良出版物、紙芝居等の取締勵行に関する請願
- 請願者 熊本市内坪井町一九〇 平野松枝外十九名
- 紹介議員 鈴木直人君 城義臣君
- 最近不良出版物が多くなり、青少年にとり児童に悪い影響を與え、また紙芝居等も俗悪となつて不健全な遊戯がはびこり、純真な童心を傷けているのは、文化国家建設上出々しい問題であるから、これら不良出版物および紙芝居等の取締を勵行せられたいとの請願。
- 第四百二十号 昭和二十四年十一月七日受理
- 鹿兒島県下の豪風雨による被害学校等の復旧工事費国庫補助増額に関する請願
- 請願者 鹿兒島市役所内 鹿兒島県市町村議會議長 岩切重秀
- 紹介議員 島津忠彦君
- 鹿兒島県下のデラ、フェイ両台風による学校その他公共建築物の受けた被害はじん大であつて、現下の地方公共団体の財政ではその復旧工事は困難であ

るから、教育の重要性にかんがみ国庫補助を大幅に増額して、すみやかに復旧工事を施行せられたいとの請願。

第四百二十六号 昭和二十四年十一月七日受理

六・三制建築予算増額および定員定額制廃止に関する請願

請願者 香川県三豊郡上高瀬中学校内 森武彦外四名

紹介議員 岩間正男君

六・三制建築予算の削減により六・三制教育は危機に直面しており、また義務教育費国庫負担法に伴う定員定額制の施行により公立小、中学校の経営は多大の支障をきたしているから、六・三制建築費の大幅増額と定員定額制の廃止等の処置を講ぜられたいとの請願。

第四百五十号 昭和二十四年十一月八日受理

六・三制建築予算増額および定員定額制廃止に関する請願

請願者 東京都千代田区神田神保町一 教育会館内 成田喜英外四百四十二名

紹介議員 梅津錦一君

この請願の趣旨は、等三百七十一号と同じである。

第四百五十四号 昭和二十四年十一月九日受理

旧大村海軍航空隊跡に国立学校設置の請願（二通）

請願者 長崎県知事 杉山宗次郎外一名

紹介議員 門屋盛一君 藤野繁雄君

長崎県大村市は、長崎、佐世保両市の

中央に位する交通の便利な学園都市として本県屈指の適地であり、施設も元海軍航空隊および第二十一海軍航空隊等の広大なる旧軍事施設があるので、これを教育施設として使用すること、環境および施設等の諸条件より見るに最も妥当であると考えられるから、この地に国立学校を設置せられたいとの請願。

第四百八十一号 昭和二十四年十一月九日受理

六・三制教育予算増額に関する請願

請願者 香川県三豊郡和田村香川県教職員組合和田西部小学校分會内 白井一男外三十四名

紹介議員 中野重治君 岩間正男君

教育の基礎である六・三制教育予算は、政府予算のわずか五パーセントに過ぎないので、一般大衆は学校建築および設備のために半ば強制的な寄附におびやかされている。経済情勢の変化に伴つて農村、小都市の金詰りは、はなはだしいため義務教育でさえも危機にひんしている現状であるから、教育の重大性にかんがみ六・三制教育予算を増額せられたいとの請願。

第四百八十二号 昭和二十四年十一月九日受理

六・三制建築予算増額および定員定額制廃止に関する請願

請願者 香川県三豊郡一ノ谷村一ノ谷中学校内 田井爲三郎

紹介議員 細川嘉六君 岩間正男君

この請願の趣旨は、第三百七十一号と同じである。

第四百八十三号 昭和二十四年十一月九日受理

六・三制建築予算増額および定員定額制廃止に関する請願

請願者 香川県仲多度郡筆岡村筆岡中学校内 大喜多虎良

紹介議員 中西功君 岩間正男君

この請願の趣旨は、第三百七十一号と同じである。

第四百八十四号 昭和二十四年十一月九日受理

六・三制建築予算増額および定員定額制廃止に関する請願

請願者 横浜市南区紅葉ヶ丘教育会館内 大島昌静

紹介議員 鈴木憲一君

この請願の趣旨は、第三百七十一号と同じである。

第四百八十五号 昭和二十四年十一月九日受理

六・三制建築予算増額および定員定額制廃止に関する請願

請願者 香川県三豊郡財田大野村 大野中学校橋本義男外七名

紹介議員 岩間正男君

この請願の趣旨は、第三百七十一号と同じである。

第四百八十六号 昭和二十四年十一月九日受理

六・三制建築予算増額および定員定額制廃止に関する請願

請願者 埼玉県川越市大字松郷四五 水村善太郎外三

この請願の趣旨は、第三百七十一号と同じである。

第四百八十七号 昭和二十四年十一月九日受理

六・三制建築予算増額および定員定額制廃止に関する請願

請願者 山形市香澄町木ノ突小路 山形県教職員組合内 小池九郎外九万五千二百六十九名

紹介議員 羽仁五郎君

この請願の趣旨は、第三百七十一号と同じである。

第四百八十八号 昭和二十四年十一月九日受理

六・三制建築予算増額および定員定額制廃止に関する請願

請願者 広島市広島県庁内 広島県教職員組合内 坂田史郎外三万六千六百九十九名

紹介議員 岩本月洲君

この請願の趣旨は、第三百七十一号と同じである。

第五百十一号 昭和二十四年十一月十日受理

六・三制教育予算復活に関する請願

請願者 長野県諏訪郡湖南村野口和光外六百七十四名

紹介議員 米倉龍也君

この請願の趣旨は、第三百七十八号と同じである。

第五百七十二号 昭和二十四年十一月十日受理

六・三制建築予算増額および定員定額制廃止に関する請願（二通）

請願者 山口県光市大字宝積村野田克己外百七十七名

紹介議員 中川以良君

この請願の趣旨は、第三百七十一号と同じである。

第五十号 昭和二十四年十一月七日受理

国宝保存の法律制定に関する陳情

陳情者 東京都知事 安井誠一郎外五名

国宝保存に關し、第五国会で参議院より提出された文化財保護法案が審議未了のため、あらためて今国会では衆議院で同種法案が発議される由であるが、その際には（一）国宝保存は造形美術、筆跡、圖書、文書に限定し、演劇、音楽、工芸、技術その他を包含せしめないこと、（二）国宝は公正妥當な指定により、真に価値あるものならぬ数が多いことは差支ないこと、（三）国宝の処置については、経済的、法規的に万全の方策を立てること等の諸点を充分考慮されて、国宝保存に關する法律を制定せられたいとの陳情。

第五十七号 昭和二十四年十一月八日受理

六・三制建築費増額および定員定額制廃止に関する陳情（百六十五通）

陳情者 京都府久世郡寺田村長 西村義一外七百六十四名

六・三制建築予算の削減により六・三制教育は危機に直面しており、また義務教育費国庫負担法に伴う定員定額制の施行により公立小、中学校経営なら

びに学級経営は多大の支障をきたして、新教育はまさに崩壊の寸前にあるから、今次国会において六・三制建築費の大幅増額と定員定額制の廃止等の処置を講ぜられたいとの陳情。

第七十三号 昭和二十四年十一月十日受理

六・三制建築予算増額および定員定額制廃止に関する陳情

陳情者 岩手県下閉伊郡茂市村茂

市中学校内 山崎正外十

一名

この陳情の趣旨は、第五十七号と同じである。

十一月二十一日日本委員会に左の事件を付託された。

一、国立学校設置法の一部を改正する等の法律案（予備審査のための付託は十月二十九日）

昭和二十四年十二月五日印刷

昭和二十四年十二月六日發行

參議院事務局

印刷者 印刷 行